

〔丸のこ作業従事者安全教育カリキュラム〕

＜対象者＞

「携帯用丸のこ盤」を使用して行う作業に従事する労働者

＜根拠法令＞

平成３年１月２１日付け基発第３９号「安全衛生教育の推進について」

平成３年１月２１日付け基安発第２号「安全衛生教育推進要綱の運用について」
より

平成２２年７月１４日付け基安発０７１４号

建設業等において「携帯用丸のこ盤」を使用する作業に従事する者に対する
安全教育の徹底について

＜カリキュラム＞

講習内容	１．携帯用丸のこ盤に関する知識	０．５時間
	２．携帯用丸のこ盤を使用する作業に関する知識	１．５時間
	３．安全な作業方法に関する知識	０．５時間
	４．携帯用丸のこ盤の点検及び整備に関する知識	０．５時間
	５．関係法令	０．５時間
	６．携帯用丸のこ盤の正しい取扱方法（実技）	０．５時間
	合計	４．０時間